

国立大学法人東京外国語大学文書館利用等規程案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>国立大学法人東京外国語大学文書館利用等規程</p> <p>第1条～第30条 [略]</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第31条 [略]</p> <p><u>(紛失等への対応)</u></p> <p><u>第32条 文書館は、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>2 文書館は、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p><u>3 文書館は、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>(利用等規程の備付等)</p> <p>第33条 文書館は、この規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(実施規程)</p> <p>第34条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>この規程は、令和3年6月23日から施行する。</u></p> <p>別表(第19条関係) [略]</p>	<p>国立大学法人東京外国語大学文書館利用等規程</p> <p>第1条～第30条 [略]</p> <p>第6章 雑則</p> <p>第31条 [略]</p> <p>(利用等規程の備付等)</p> <p>第32条 文書館は、この規程について、閲覧室に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(実施規程)</p> <p>第33条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</p> <p>別表(第19条関係) [略]</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき追加するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>ガイドライン改正に基づき追加するもの。</p>